

令和元年度二本松市店舗等施設整備費補助金の申請等について

■申請方法

申請書と添付書類を各2部（1部は写し）作成し持参すること。

○提出は持参によるものに限ります（郵送不可）。

○申請書様式は、商工課窓口で配布または市のウェブサイトからもダウンロードできます。

■申請スケジュール

(1) 募集期間 令和元年5月15日（水）～6月17日（月）9：00～17：00 ※土日祝日を除く。

(2) 内容審査 6月18日（火）～6月下旬

(3) 交付決定通知 7月上旬

○過去にこの補助金の交付を受けたことのない方または過去に1度だけこの補助金の交付を受けたことのある方を対象とします。

○事業の採択にあたっては、申請を受付した順番ではなく、内容を審査した上で決定します。

○審査の結果、補助金額が予算額を上回る場合は、これまで採択されていない方を優先して採択する場合があります。

○必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。

■補助金の概要 別紙のとおり

■注意事項

○事業が採択となった場合…

・事業実施後にアンケートに回答いただきます。

・開業前の個人事業主及び法人については、開業後に税務署へ提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」、「法人設立届出書」の写しを実績報告書類提出時に添付してください。

・補助金の確定日から起算して2年以上継続して営業を行わない場合は、補助金の返還を求める場合があります。

■店舗の改装等の相談窓口

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な改修等を実施したい方はぜひこちらにもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065

相談受付時間：平日9：00～17：00

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色403番地1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和元年度二本松市店舗等施設整備費補助金の概要

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「店舗等の改装・改修」や「店舗等と一体となって機能する備品の購入」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■補助内容

| 項 目 | 内 容 | | | |
|---------------------|---|--|-----------|-------|
| 補助対象者 | <p>二本松市の住民基本台帳に記録されている個人や市内に主たる事業所を有する法人のうち、次の条件をすべて満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二本松市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・市税を完納していること。 ・関係法令に違反していないこと。 ・「補助対象業種」を営む人または営もうとする人であること。 ・「補助対象経費」について他の補助制度を受けていないこと。 | | | |
| 補助対象業種 | <p>日本標準産業分類に規定する次の業種を営む店舗が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等） ・娯楽業 <p>ただし、次の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗、道の駅の敷地内にある店舗 ・風営法第2条第1項第1号から第8号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗 ・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗 | | | |
| 補助額等 ※1,000円未満切捨 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| | (1) 店舗等の集客力を向上させるための事業 | 市内の施工業者を利用する10万円以上（消費税込）の店舗の改装・改修費用 | 1/2 以内 | 50万円 |
| | (2) 店舗等の来客者の利便性を向上させるための事業 | | | |
| | (3) 店舗等の修繕又はリフォームを行うための事業 | 市内の販売業者を利用する10万円以上（消費税込）の店舗と一体となって機能する備品購入費用 | | |
| | (4) 店舗等の業務効率化を図るための事業 | | | |

■補助金手続きの流れ

申請 手続き

(1) 交付申請【申請者→市】

事業開始前に次の書類を提出してください。

- 店舗等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）
- 店舗等施設整備費補助金交付申請に係る誓約書（第2号様式）
- 事業計画書（第3号様式）※会議所、商工会から所見欄の記入を受けること。
- 飲食営業許可証の写し ※該当する業種の場合
- 風俗営業許可証の写し ※該当する業種の場合
- 改装等内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- 改装等を行う箇所の写真と図面等（施工前の店舗等の現状がわかるもの）
 - ・写真は改修等する箇所が容易に判別できるもの。
 - ・図面は店舗全体のもので改修等する箇所を図示すること。
- 店舗の所有者を特定できる書類（最新の固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等）
- 店舗を賃借している場合は、賃貸借契約書の写しと所有者の同意書
- 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）

(2) 交付決定通知【市→申請者】

補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は次の書類を提出してください。

- 店舗等施設整備費補助金変更申請書（第5号様式）
- 改装等内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- 改装等を行う箇所の写真と図面等（施工前の店舗等の現状がわかるもの）

(4) 工事施工・備品購入【申請者】

必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。

(5) 実績報告【申請者→市】

すべての事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。

- 店舗等施設整備費補助金実績報告書（第7号様式）
- 改装等内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- 補助対象経費の領収書の写し
- 改装等完了写真（施工後の店舗等の現状がわかるもの）

(6) 確定通知【市→申請者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(7) 補助金交付請求【申請者→市】

- 店舗等施設整備費補助金交付請求書（第8号様式）

(8) 補助金交付【市→申請者】

■補助対象経費（詳細）

| 対 象 | 工事・備品購入の例 |
|---|---|
| <p>工事（10万円以上） ※市内の施工業者による 施工であること</p> | <p>(1) 店舗等の集客力を向上させるための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・看板の改修、新規設置 ・イス、テーブルの交換、設置 ・商品陳列棚（ショーケース）の交換、設置 </p> <p>(2) 店舗等の来客者の利便性を向上させるための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン、換気扇その他空調設備の交換、設置 ・天井、床、壁等の断熱化 ・客用トイレ改修、洋式化 ・自動ドア、スロープ、手すりの設置 ・ブラインド、カーテンの交換、設置 </p> <p>(3) 店舗等の修繕又はリフォームを行うための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の修繕、防水化 ・内装の修繕、クロス張替、塗装 ・間仕切りの設置、変更 ・外装の修繕、塗装、防水化 ・給排水、衛生（換気を含む）設備の交換、設置 </p> <p>(4) 店舗等の業務効率化を図るための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・（宿泊業・飲食サービス業における）厨房設備の改修・購入 ・業務用冷蔵庫、冷凍庫の交換、設置 ・（製造小売を行う場合）製造設備の購入 </p> |
| <p>備品購入（10万円以上） ※市内の販売業者から 購入すること</p> | <p><u>次に係る工事等は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体のみの工事 ・店舗部分に関係しない工事や備品購入 ・住宅部分、事務所、工場等に関する工事 ・車庫、物置、倉庫、駐車場等に関する工事 ・屋外設備（門扉、塀、柵、垣根、植栽等）に関する工事 ・移動販売店舗、仮設店舗に関する工事 ・太陽光発電、再生可能エネルギー等の設備に関する工事 ・浄化槽設備工事、公共下水道への配水管接続工事 ・電話回線等の配線工事 ・家庭用家電、パソコン、コピー機、FAX等の事務用機器 ・誘導灯、非常灯、火災報知器、防災垂れ壁等の消防設備に関する工事 ・消火器などの消防用品、各種防災用品 ・消耗品にあたるもの ・自らの店舗で商品となり得るもの ・工事費または購入価格が特段高価であるもの ・店舗等で必要であると認められないもの |